

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電動バイクの普及促進事業（EVバイク）
誓約書

本紙は、リース契約の場合に貸与先が記入するものです。

内容ご確認後、□にチェック☑をお願いします。

暴力団排除に関する誓約事項

電動バイクの普及促進事業助成金交付要綱（平成30年7月27日付30都環公地温第724号。以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。申請の内容に虚偽の記述があつた場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行うことを誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第12条第1項の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、要綱第13条第1項に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団関係者であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

上記に該当する暴力団関係者ではありません。
(□にチェック☑をお願いします。)

その他の誓約事項

申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、過去に税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。

申請者（リース契約の場合は貸与先）は、国又は地方公共団体ではありません。

申請する車両は、申請者（リース契約の場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。

申請する車両は、販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。

申請する車両は、中古車ではありません。

提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあつた場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。

(□にチェック☑をお願いします。)

貸与先氏名

※法人の場合は代表者役職 氏名

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電動バイクの普及促進事業（EVバイク）
誓約書

本紙は、リース契約の場合に貸与先が記入するものです。

内容ご確認後、□にチェック☑をお願いします。

暴力団排除に関する誓約事項

電動バイクの普及促進事業助成金交付要綱（平成30年7月27日付30都環公地温第724号。以下「要綱」という。）第7条第1項第1号の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（以下「貸与先」という。）を含む者（以下「関係者」という。）として、当該要綱第7条第1項第1号の法令等を遵守すること及び刑事上の法的責任が生ずることを誓約いたします。

また、この誓約に違反した場合、申請書の提出が取り消しを受けた場合、申請書の提出に異議なく応じること、また、貴公社理事長、警視庁へ照会がなされることとさせていただきます。

記入例
（リース貸与先）

は、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者（以下「貸与先」という。）を含む者（以下「関係者」という。）として、当該要綱第7条第1項第1号の法令等を遵守すること及び刑事上の法的責任が生ずることを誓約いたします。

交付決定の全部又は一部を請求されたときは、この誓約を撤回するかどうかの確認のため、

- *この誓約書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

上記に該当する暴力団関係者ではありません。
(□にチェック☑をお願いします。)

その他の誓約事項

- 申請者（リースの場合は貸与先を含む）は、過去に税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 申請者（リース契約の場合は貸与先）は、国又は地方公共団体ではありません。
- 申請する車両は、申請者（リース契約の場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。
- 申請する車両は、販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- 申請する車両は、中古車ではありません。
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合は、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正される可能性があることについて同意します。
(□にチェック☑をお願いします。)

貸与先氏名

株式会社〇〇〇〇

※法人の場合は代表者役職 氏名

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電動バイクの普及促進事業（EVバイク）
貸与料金の算定根拠明細書

標記助成金事業で申請している車両のリース契約については、以下のとおり、助成金・補助金の金額分月額リース料金が減額されていることについて間違いありません。また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、助成金受領後も注意事項の内容を遵守することを誓約します。

	リース事業者	貸与先
住所		
法人名		
代表者役職		
氏名		

車台番号	助成金・補助金金額 (リース料金に反映されるもののみ)				リース料金総額 (前払金含む)		
	東京都 助成金額	CEV 補助金額	その他の 補助金額	合計	助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	差額 (なしの場合- ありの場合)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注意事項)

- ・ 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- ・ 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- ・ 東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- ・ リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- ・ 1台以上申請する場合は、本紙を追加し、1枚ごとに記名すること。
- ・ 捺印の省略等については、助成金交付申請書（第1号様式）と同様
- ・ 記載の訂正は、二重線見え消しすること。

公益財団法人
東京都環境公社理事長 殿

電動バイクの普及促進事業（EVバイク）
貸与料金の算定根拠明細書

標記助成金事業で申
補助金の金額分月額リ
注意事項に記載されて
容を遵守することを誓

記入例

（リース会社）

とおり、助成金・
りません。また、
後も注意事項の内

	リース事業者	貸与先
住所	東京都新宿区西新宿〇丁目〇〇	東京都墨田区江東橋〇丁目〇〇
法人名	〇〇株式会社	株式会社〇〇〇〇
代表者役職	代表取締役	代表取締役
氏名	東京 太郎	東京 四郎

車台番号	助成金・補助金額 (リース料金に反映されるもののみ)				リース料金総額 (前払金含む)		
	東京都 助成金額	CEV 補助金額	その他の 補助金額	合計	助成金・ 補助金なし の場合	助成金・ 補助金あり の場合	差額 (なしの場合・ ありの場合)
1 SY11J-123456	80,000	26,000		106,000	326,000	220,000	106,000
2 SY11J-123457	80,000	26,000		106,000	326,000	220,000	106,000
3 SY11J-123458	80,000	26,000		106,000	326,000	220,000	106,000
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

(注意事項)

- 助成金・補助金ありのリース料金またはなしのリース料金が、リース契約書で確認できること。
- 助成金・補助金ありの場合となしの場合の差額が、助成金・補助金金額合計以上であること。
- 東京都助成金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元すること。リース契約とは別に貸与先に支払う形は認められない。
- リース契約期間が処分制限期間より短い場合は、当初リース契約の満了前に、公社に必要な書類を提出して手続を行うこと。
- 1 1 台以上申請する場合は、本紙を追加し、1 枚ごとに記名すること。
- 捺印の省略等については、助成金交付申請書（第 1 号様式）と同様
- 記載の訂正は、二重線見え消しすること。